

## Macnica Connectivity for Cellular (MNS) サービス約款

本約款は、株式会社マクニカ（以下「当社」といいます）が提供するモバイル通信回線サービス「Macnica Connectivity for Cellular(MNS)」(以下「本サービス」といいます)を申し込んだお客様（以下「お客様」といいます）と当社との法的権利義務について定めるものです。お客様は本約款の定めに従い、本サービスをご利用下さい。

### 第1条 (本約款の構成)

1. 本サービスに適用される条件には、本約款のほか、本サービスを構成する第三者のサービスが存在する場合における第三者が定める条件（以下「第三者の定める条件」といいます）および本サービスのメニューやプランごとに当社が定める追加の条件（以下「追加条件」といいます）がある場合があります。その場合、当該条件は本約款の一部を構成します。
2. 本サービスは、丸紅ネットワークソリューションズ株式会社が提供するモバイル通信サービスを利用して、当社が提供するモバイル通信回線サービスです。本サービスの提供にあたり、第三者の定める条件として、以下の約款が適用されます。  
丸紅ネットワークソリューションズ モバイル通信サービス約款：  
[https://www.marubeni-network.com/profile/file/mobile\\_communication\\_service\\_clause20190801.pdf?20230518](https://www.marubeni-network.com/profile/file/mobile_communication_service_clause20190801.pdf?20230518)
3. 本約款、第三者の定める条件および追加条件との間に矛盾がある場合は、追加条件、本約款、第三者が定める条件の順に優先して適用するものとします。

### 第2条 (本サービスの申込)

1. 本サービスのお申込みは、法人その他の団体（個人名義であっても団体の代表者がその団体の営業目的または事業目的で申し込む場合を含みます）に限り、個人（個人事業主を含みます）でのお申込みはできません。
2. 当社は、お客様からのお申込みを確認し、所定の審査を行います。当社がお客様からのお申込みを承諾した時点をもって、本サービスの提供契約が成立します。

### 第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、別途当社が定めるとおりとし、お客様に提供する本サービスは、申込書で定めるものとします。
2. 当社は、お客様にその旨通知のうえ、本サービスの内容を変更することができるものとします。

### 第4条 (本サービス提供期間)

本サービスの提供期間は、申込書で定めるものとします。ただし、お客様から期間が終了する日の2か月前までに、本サービスの利用を終了する申込みがない場合は、申込時と同一の提供期間で提供契約を更新し、以後同様とします。

### 第5条 (料金および支払条件)

1. 本サービスの料金は申込書記載のとおりとします。
2. お客様は、当社に対して料金を申込書記載の支払条件に基づき支払うものとします。支払に要する手数料等はおお客様の負担とします。
3. お客様が本サービス提供期間の途中で本サービスを解約した場合、当社は受領済みの料金は返還せず、未受領の料金がある場合は、お客様は遅滞なく全額を支払うものとします。
4. お客様が料金の支払いを怠った場合、当社はお客様が弁済する日までの期間に応じて、年14.6%の遅延利息を追加で請求できるものとします。
5. 本条の金額算定に関して1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。

#### 第6条 (ID、パスワード、お客様設備の管理)

1. お客様は、自己の責任において、本サービスに関する ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはなりません。
2. 本サービスを利用するにあたって必要なお客様設備（端末、周辺機器等を含みますが、これらに限られません）は、お客様が自己の負担および責任において用意し、維持するものとし、
3. お客様による本サービスに関する ID またはパスワードの管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等およびお客様設備に起因してお客様に損害が生じた場合、お客様がすべての責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

#### 第7条 (本サービスの問い合わせ対応)

1. 本サービスの問い合わせ対応は、別途定めるとおりとします。
2. 当社は回答にあたり、状況の確認、調査等の協力をお客様に依頼することがあります。お客様がかかる依頼に協力いただけない場合、当社は適切な回答ができない場合があります。
3. 当社は問い合わせ対応を通じてすべての問題が解決することを保証しません。

#### 第8条 (本サービスの一時停止等)

1. 当社は、定期メンテナンスその他の理由により、お客様に通知のうえ、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、お客様に事前に通知することなく本サービスの提供を一時停止できるものとします。
  - ① 本サービス、その他本サービスを提供するために必要なシステム、設備に緊急やむを得ない障害が発生した場合
  - ② データの改ざん、ハッキング等、当社、お客様または第三者が損害を受ける可能性を当社が認知した場合
  - ③ 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の外部サービスの提供が変更または停止されることで、本サービスの提供が困難になった場合
  - ④ 地震・津波・台風・落雷その他の天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、本サービスの提供が困難になったとき
  - ⑤ 前各号の他、当社が本サービスの提供を停止する必要があると判断した場合
3. 当社の責めに帰すべき事由によらず当社が本サービスを停止することおよび停止できなかったことによって、お客様または第三者が損害を被った場合でも、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、当社はお客様に対し、廃止する日の3か月前までにその旨を通知します。
5. 前項にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、即時に本サービスの全部または一部を廃止することがあります。この場合、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は次項に定める対応を除き、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
6. 前項の廃止日が、提供期間中である場合であって、廃止日以降に相当する料金を当社が受領しているときは、当社は当該料金を日割で計算し返金します。廃止日以降に相当する料金を当社が受領していないときは、お客様は廃止日以降に相当する料金の支払いを免れるものとします。

#### 第9条 (知的財産権)

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の一切の知的財産権（以下総称して「知的財産権」といいます）は、当社または本サービスが利用する第三者のサービス提供者に各々帰属し、これらの知的財産権はお客様に移転しないものとします。
2. お客様は、本サービスの利用期間の終了後ただちに、本サービスの利用を停止し、全ての当社提供物を破棄するものとします。

#### 第10条 (禁止事項)

お客様は、本サービスの利用に関して、以下の行為をしてはならないものとします。

- ① 本サービスに関連して利用される当社又は第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれのある行為。
- ② 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為又はこれを予告・関与・助長するために利用する行為。
- ③ 本サービスを利用し、他人の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- ④ 本サービスの正常な提供を害する行為。
- ⑤ 本サービスを利用した独自のサービスを提供する行為。
- ⑥ 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為。
- ⑦ その他当社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為

#### 第11条 (再委託)

当社は、本サービス提供の一部を当社のパートナーに再委託することができるものとします。

#### 第12条 (秘密保持)

1. 本サービスにおいて「秘密情報」とは、形式の如何を問わず、かつ取得方法の如何を問わず、秘密情報を開示する当事者（以下「開示者」といいます）が、秘密情報を受領する当事者（以下「受領者」といいます）に対し秘密であると指定し、または開示された情報の性質および／もしくは開示を巡る状況に基づき、秘密情報であると受領者が合理的に知るべき非公開情報をいいます。秘密情報は、以下のいずれかに該当することを証明できるものは含まないものとします。
  - ① 公知である情報
  - ② 受領者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - ③ 受領者が秘密保持義務を負わずに知った情報
  - ④ 受領者が開示当事者の秘密情報を用いることなく独自に開発した情報
  - ⑤ 受領者が秘密保持義務を負わずに第三者から正当に取得した情報
2. 受領者は、開示者の秘密情報を秘密として保持するものとし、当該秘密情報を知る必要があり、かつ秘密情報の開示および使用に関して、本約款に定める義務と同等以上の義務を負っている受領者の従業員、委託先または法令上守秘義務を有する者以外の第三者に開示してはならないものとします。
3. 受領者は、本約款の規定によらない秘密情報へのアクセス、不正入手またはその試みもしくはこれらに類する行為を発見し、または秘密情報の紛失、盗難もしくは漏洩の発生の実事またはそのおそれがある場合は、速やかに開示者にその旨を通知するものとし、開示者による当該事実に関する調査に協力するものとします。

#### 第13条 (個人情報の取り扱い)

お客様および当社は、本サービスの利用にあたり、個人情報保護法に定められる個人情報（以下「個人情報」といいます）を取り扱う場合、当該個人情報を個人情報保護法および関連するガイドラインに基づいて取り扱うものとします。

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様および当社は、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）の排除に関し、次の各号につき表明し、保証するものとします。
  - (1) 次に定める者が、反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
    - ① 自己および自己の子会社および関連会社
    - ② 自己および自己の子会社および関連会社の役員、実質的に経営権を有する者、もしくは従業員
  - (2) 前号に定める者が、反社会的勢力へ資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていないこと、もしくは反社会的勢力と密接な交際がないこと
  - (3) 本条(1)に定める者が、自己または自己の関連会社が反社会的勢力である旨を告げるなどしないこと本条(1)に定める者が、自己または第三者をして、暴力的な要求

行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、取引に際しての脅迫的な言動または暴力、偽計または威力を用いた信用棄損または業務妨害行為その他これに準じる行為をしないこと

2. お客様および当社は、相手方が前各項のいずれかに違反した場合は、通知催告その他手続きを要さず、本サービスを解除することができ、解除により、違反当事者は、期限の利益を喪失するとともに、これによって相手方に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第15条 (非保証・免責)

1. 本サービスおよび本サービスの提供物は、現状有姿で提供されるものとし、当社は、本サービスおよび本サービスの提供物にバグもしくは契約不適合がないこと、特定用途への適合性、本サービスの使用結果、および第三者の知的財産権の非侵害性を保証しません。
2. 本サービスにおいて利用している第三者のサービスにおいて、サービスレベル、サービス品質に関する定めがある場合、当社が本サービスの提供に関して負うサービスレベル、サービス品質は、特に定めない限り、当該第三者が定める範囲までとします。
3. 本サービスの利用にあたり、万が一本サービスに関するデータまたは利用情報等が消失した場合、当社は当該データまたは利用情報等を復元する責任を負わないものとします。
4. 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線または保管中の事故、疫病・感染症、その他の不可抗力による本サービスの全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、責任を負わないものとします。

#### 第16条 (利用不能による損害)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供ができなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの全てに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同様とします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、お客様に生じた損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金から算出した当該損害に係る合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 前項の場合において、日数に対応する損害額の算定にあたって、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとします。
4. 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供ができなかったときは、本条第2項および第3項の規定は適用しないものとします。

#### 第17条 (利用から派生した損害)

1. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害、または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、当社の故意または重大な過失により生じた損害を除き、本サービスがお客様に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。ただし本約款の他の条項に定めがある場合はこの限りではありません。
3. お客様が、本サービスの利用の際に第三者に損害を与えた場合、お客様は自己の責任と費用をもって解決にあたるものとし、当社に損害を与え、または何らの請求もしてはならないものとします。

#### 第18条 (本約款の変更)

当社は、本規約を変更することができます。この場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力発生時期を通知または当社ウェブサイトその他適当な場所に掲載することにより周知します。

#### 第19条 (本サービスの解除)

お客様が次のいずれかひとつに該当した場合、当社は、通知催告その他手続きを要さず本サービスの全部または一部を解除することができ、解除により、お客様は期限の利益を喪失するとともに、当社に生じた損害を賠償するものとします。

- ① 本約款のいずれかの条項に違反し、または本約款に定める債務を履行せず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、違反の是正、または債務の履行をしないとき。
- ② 第三者から差押、仮差押、仮処分、公売もしくは競売の申立て、または公租公課滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき。
- ④ 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
- ⑤ 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払い停止状態に至ったとき。
- ⑥ 仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき。
- ⑦ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- ⑧ 営業の廃止または合併によらない解散の決議をしたとき。
- ⑨ 営業の重要な一部の譲渡し、またはその決議をしたとき。
- ⑩ その他事業経営が不振となり、倒産のおそれを生じ、または信用を著しく失ったと認められる相当の事由があるとき。
- ⑪ 前各号のほか乙が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第20条 (通知または連絡)

お客様と当社との間の通知または連絡は、当社の定める方法によって行うものとします。当社は、お客様から当社が定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にお客様へ到達したものとみなす。

#### 第21条 (権利義務譲渡の禁止)

お客様および当社は、本サービスの提供により生じた権利および義務を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

#### 第22条 (準拠法および合意管轄)

本約款は日本法に準拠するものとし、本サービスに関して生じたお客様と当社との紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第23条 (残存条項)

本サービスの提供期間終了後も、本条のほか以下の条項は有効に存続するものとします。

- 第1条 (本約款の構成)
- 第9条 (知的財産権)
- 第12条 (秘密保持)
- 第15条 (非保証・免責)
- 第16条 (利用不能による損害)
- 第17条 (利用から派生した損害)
- 第21条 (権利義務譲渡の禁止)
- 第22条 (準拠法および合意管轄)

以上

2023年9月5日 制定